

## ■ご利用案内

対象	呉市在住の精神に障害を持たれる方
ご利用手続き	事前に呉市との契約が必要となります。 詳しくは本センターまたは呉市にお尋ねください。

## ■委託相談支援事業

### ご利用対象者

呉市に住所があり、精神障害を持たれる在宅の18歳以上の方及びそのご家族

### 事業のご案内

在宅の精神障害者及び家族に対し、専門職員（精神保健福祉士）による日常的な問題から、不安、孤独感の解消を図るための助言等を行います。また必要に応じては関係機関等への連絡を行い、安心できる居場所の提供を併せて行います。

①相談事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・電話相談、来所（予約）により、日頃の悩みや日常生活等の相談に応じます</li><li>・各種サービスの利用や調整を行います</li><li>・保健所、関係機関等と連携し、対応します</li></ul>
②啓発活動	<ul style="list-style-type: none"><li>・各種行事及び事業所を開放し、地域住民への理解を深めます</li><li>・講演会等の啓発活動を行います</li></ul>
③場所の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・レクリエーション等の自主的な活動、地域住民との交流の場を作ります</li><li>・他の事業所や日中活動場所がお休みの時に、居場所を提供します</li></ul>

## 相談受付時間のご案内（無料）

電話相談	呉市全域の方を対象としています
来所相談 （要予約）	8:30～17:00 当日予約も可能ですが、他の予約によっては希望にお答えできない場合があります

## ■特定相談支援事業

### ご利用対象者

呉市に住所があり、精神障害を持たれる 18 歳以上の方で、障害福祉サービスの利用申請を行い、サービスの利用、または変更予定の方

### サービスの内容

- ・相談支援専門員による面接
- ・サービス支援計画（案）の作成
- ・呉市から支給決定及びサービス支援計画の完成
- ・モニタリングについて（サービスの確認・見直し）

## ■一般相談支援事業

### 地域移行支援

ご利用対象者	精神科に入院している精神障がい者で、長期入院していることから支援が必要な1年以上の入院者で、地域移行支援を行わなければ、入院の長期化が見込まれる方
サービスの内容	退院までの間、事業所の地域移行担当者が下記のサービスを行います。 サービスを利用できる期間は6か月以内です。ただし具体的に地域移行が見込まれている場合は、さらに6か月の延長が可能です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・地域移行に向けた相談、計画の作成</li><li>・利用者の面接による支援や、外出等への同行支援</li><li>・一人暮らしのための体験宿泊の調整</li><li>・障害福祉サービス(日中活動)の体験利用の調整</li><li>・入居支援</li></ul>

### 地域定着支援

ご利用対象者	精神科病院や施設から退院または退所し、一人暮らしに移行した方で、地域生活が不安定で緊急時の支援が見込まれない方 家族で同居している方は対象にはなりません
サービスの内容	地域で安定した暮らしを送れるようになるまで、事業所の地域定着担当者が対象者ごとに「地域定着支援台帳」を作成し、下記のサービスを行います。 サービスを利用できる期間は1年以内です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・常時連絡体制の確保</li><li>・緊急時の支援（レスパイト等含む）</li></ul>